

# 提 言 書

平成28年8月

北海道東北地方知事会



## 北海道東北地方知事会構成員

北海道知事 高 橋 はるみ

青森県知事 三 村 申 吾

岩手県知事 達 増 拓 也

宮城県知事 村 井 嘉 浩

秋田県知事 佐 竹 敬 久

山形県知事 吉 村 美栄子

福島県知事 内 堀 雅 雄

新潟県知事 泉 田 裕 彦



## 目 次

### 【定期提言】

1. 地方創生の積極的な推進について	1
2. 地方の財源確保について	7
3. TPP協定への対応について	10
4. 農林水産業に係る施策の充実強化について	11
5. 中小企業・小規模事業者の自立・創造に向けた支援について	17
6. 整備新幹線の建設促進について	18
7. 地域鉄道に対する支援の充実について	19
8. 高速交通ネットワークの整備促進について	20
9. 地方航空路線の維持・拡充について	21
10. クルーズ振興による地域活性化について	22
11. 除雪事業の体制強化について	23
12. 地域医療の確保について	25
13. 総合的な少子化対策及び女性の活躍推進について	28
14. 高校生等を対象とした奨学金制度の拡充等について	30
15. 教職員定数について	31
16. 再生可能エネルギーを活用した水素の製造及び利活用の推進について	32
17. 土砂災害防止対策の推進について	33
18. 震災を踏まえた防災・減災対策の推進について	34
19. 北方領土問題の早期解決について	36
20. 拉致問題の早期解決について	37



## 地方創生の積極的な推進について

日本全体の人口減少が急速に進行する中、北海道・東北地方においては、以前から首都圏への人口流出が大きかったことに加え、東日本大震災の発生により全国平均を上回る勢いで人口減少が進行しており、平成 27 年国勢調査では、北海道・東北地方の道県の多くで人口減少率が高い結果となるなど一層深刻な問題となっています。

これまで、各道県において、東日本大震災からの復興を迅速に進めることによる人口流出対策や、様々な少子化対策、若者の定住促進など、地方創生の取組を進めて参りましたが、平成 27 年国勢調査では、東京圏の人口は、全国の 1/4 以上を占め、5 年間で 51 万人増加するなど、東京一極集中の傾向は続いております。

一方、平成 27 年の全国の合計特殊出生率は 1.46 と、前年より上昇したものの、少子化の傾向に歯止めがかかったとは言い切れず、このうえ、地方から東京などの大都市への人口流出が続いた場合、地方のみならず、我が国全体の社会経済システムに大きな影響を及ぼすことが避けられないことから、地方は、国と両輪となって、実効性の高い、創意工夫を凝らした地方創生の取組をさらに戦略的に展開していく必要があります。

我々北海道・東北地方の道県は、このような認識を共有し、地域の強みを生かした産業振興によるしごとの創出や子育てしやすい環境の整備、若者や女性が活躍できる社会の形成に取り組むとともに、東京圏から当地方への人の流れを生み出していくために、それぞれの地域の実情に応じた取組を進めて参ります。

国においては、「地方創生により、日本創成を実現する」との不退転の覚悟の下、地方創生の深化に向け、こうした地方が行う魅力ある先行事例を支援するとともに、東京一極集中の是正や抜本的な少子化対策などの取組を、政府の強力なリーダーシップにより推進されるよう、次のとおり提言します。

## 1. 地方の主体的な取組を支える財源の確保

人口減少は、その要因や課題が地域ごとに大きく異なることから、地域の実情に応じ、地方の責任と創意による対策を継続して講じることが重要である。このためには、地方の自主性や主体性が最大限発揮できるための財源が不可欠であり、地方の一般財源総額の確保を含め、次に掲げる財政措置について、確実に講じること。

### (1) 「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充及び一般財源総額の確保

平成28年度地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）を拡充し、地方交付税の財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、より地方の施策の必要度に応じた算定方法とするとともに、地方の安定的な行財政運営に必要な一般財源総額を十分に確保すること。

### (2) 地方創生推進交付金の規模と自由度の拡大

地方版総合戦略に基づき、各自治体が行う少子化対策や東京一極集中の是正に向けた取組は、継続的に実施していく必要があることから、5年間の総合戦略期間において、地方の戦略的・機動的な事業執行が可能となるよう、地方創生推進交付金について、戦略期間に見合った額の財源を確保すること。

また、地方創生推進交付金に係る地方負担については、自治体が着実に執行することができるよう、「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）とは別に、地方財政措置を継続的に講じること。

なお、地域ごとに実情や抱える課題等が異なることから、交付金の趣旨に沿った事業については、申請事業数、申請要件、対象分野、対象経費、交付金額の上限設定及び先駆型事業の複数自治体による共同申請等の制約等の排除並びに申請時期、事業繰越の取扱い、自治体に対する適時適切な情報提供及び自治体の事業スケジュールへの配慮など真に使い勝手の良い制度とするとともに、その配分に当たっては、財政力の弱い自治体において、より人口減少が進んでいることに鑑み、自治体の財政力を考慮した算定とすること。

さらに、住民が他の都道府県や市町村に避難を余儀なくされているなど、



東日本大震災の被災地が置かれている状況を踏まえ、復興事業への柔軟な活用も可能とするなど、被災地域への十分な配慮を検討すること。

### (3) 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の自由度の拡大

企業版ふるさと納税制度を活用して、地方創生を進めるため、大学生等の地元定着促進を目的とした奨学金返済支援事業について、既に積み立てた基金を財源として実施する場合も、企業版ふるさと納税を活用する事業として認めること。

また、本社が所在する地方公共団体への寄附であっても、地方公共団体の財政状況など一定の要件の下、課税特例の対象にすること。

さらに、地域再生計画の申請時点で寄附の見込みが立っていない場合も、申請を可能にすること。

## 2. 東京一極集中の是正と持続可能な地域社会の構築

政府は、地方から東京圏への転入者を6万人減少させ、東京圏から地方への転出者を4万人増加させるとしているが、平成27年の東京圏の転入超過は11万9千人と、平成26年より更に増加している。

東京一極集中の流れは、むしろ強まっており、政府においては、不退転の決意で、これまでにない大胆な政策を実行すること。

なお、国立社会保障・人口問題研究所の調査によると、北海道・東北地方出身者の東京在住の割合は、他地域と比べて極めて高い状況であるため、当地方における取組によって東京一極集中の是正を図ることは、日本全体のリーディングケースとなるものであり、政府においては、当地方における集中的な取組に全力をあげることに。

### (1) 基幹産業の強化など地方重視の経済政策の展開

各地方の人口の社会増減は、地方経済の状況と関係が見られ、国のマクロ経済政策の影響を強く受けるものである。

人口流出の防止には、我々地方が若者の雇用の確保等に全力で取り組む一方、国が地方重視の適切な経済財政政策を行うことも必要不可欠であることから、北海道・東北地域の基幹産業である農林水産業や観光関連産業の振興対策の強化、中小企業・小規模事業者に対する支援、大型の企業立

地補助金の創設など、人口流出が著しい地方を対象に集中的な投資を行うこと。

## (2) 地方への移住・定住の促進

地方への移住・定住の促進に向けた大規模キャンペーンの実施や、首都圏から地方へ移住する際の費用に対する所得税における税額控除をはじめとした税制優遇措置の創設など、地方移住への希望をかなえる施策に取り組むとともに、東京圏から地方への移住を希望する場合など、「住所地特例」制度の拡充をはじめとした都市部の高齢者に対応できる制度の充実を図ること。

## (3) 地方への産業再配置の促進

大都市への企業の集中による雇用環境や所得面の格差は、地方からの人口流出の一因であり、合計特殊出生率の低い大都市に人口が集中することにより、日本全体の人口減少に拍車をかけている。

子どもを産み育てやすい環境にある地方に若者がとどまり、働くことができる雇用の場を創出するため、政府自ら産業の再配置政策を実施するほか、東京圏から地方へ本社機能移転等を行う企業に対する税制上の優遇措置である「地方拠点強化税制」については、今後、企業の本社機能移転が一層具体化するよう、優遇措置の拡充や、対象地域の柔軟な指定など、地方への企業移転等を促す制度の拡充を図ること。

## (4) 国家戦略としての政府関係機関の地方移転

東京圏から地方への人の流れを官自らが生み出すため、国においては、政府関係機関の地方移転について、3月に政府が決定した政府関係機関移転基本方針を踏まえ、今後も東京一極集中の是正の観点から、国家戦略として取組を着実に推進することはもとより、地方移転を推進するための数値目標を設定するなど、責任を持ち自ら率先して実行すること。

なお、移転に伴う用地の確保、施設の建設、職員住居の確保など移転に要する経費については、国において負担することを原則とし、移転先自治体の負担軽減を図るとともに、地方移転後の国の機関としての機能確保などの課題については、国自ら検討を行うこと。

#### (5) 教育機関の分散と活性化

都市部の大学の定員超過の是正のあり方について検討を進め、大都市の大学等の新設を抑制し、地方の大学の定員増の促進や、地方への大学キャンパスの移転など地方分散を促進すること。

また、地方国立大学の運営費交付金を拡充するなど、地方大学の運営基盤の強化や活性化にも配慮すること。

#### (6) 地方分散等を進める上で不可欠な地方の高速交通網の整備促進

高規格幹線道路のミッシングリンク解消や暫定2車線区間の4車線化、フル規格新幹線網の早期整備、新幹線と在来幹線鉄道との直通運転化、国内外航空ネットワークの充実など、企業の地方分散や地域の産業振興を進める上で不可欠な、広域的にバランスの取れた地方の高速交通網の整備を促進すること。

#### (7) 地域産業を支える港湾の機能強化

地域産業の競争力強化のため、太平洋側と日本海側など主要な港湾において大型船舶が入港可能な岸壁や航路、防波堤等の整備を推進し、国内外との物流拠点となる港湾の機能強化を図ること。

#### (8) 条件不利地域の支援

過疎・山村・離島等条件不利地域においては、今後も人口減少が続いた場合、地域コミュニティの維持に影響が及ぶおそれもあることから、持続可能な地域づくりに対する継続的な支援策を講じること。

#### (9) 生活交通路線の確保

住民生活に不可欠な生活交通路線の維持・確保に必要な予算を、補正予算等の対応を含めて継続的に確保するとともに、地域の実情を踏まえた適切な支援措置を講じること。

### 3. 政府と地方が一体となった総合的な少子化対策の推進

我が国の少子化に歯止めをかけるためには、地方と政府が一体となって、国民が安心して結婚や子育てができる社会の実現に向けた総合的な取組を強力に進めていくことが必要である。

このため、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるとした「まち・

ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、政府の十分なリーダーシップの下、子どもの医療費負担軽減に関する全国一律の助成や多子世帯に対する保育料軽減措置に係る所得要件の緩和、三世帯同居や近居への支援、さらには所得税の世帯単位課税や年金の割増給付等多子世帯に有利な税制・年金制度等の検討など、従来の枠を超えた制度の創設・拡充に取り組むこと。

併せて、教育費の負担軽減や学生の地元定着を促進するため、給付型奨学金制度の創設や地方就職を促す奨学金制度に取り組む自治体の支援の強化を図ること。

#### 4. 女性の活躍による地域や経済の活性化

女性の能力を活かして、地域や経済の活性化を図るため、女性一人一人が望む形で各ライフステージに応じ、働き続けられる環境を整備するとともに、社会全体の抜本的な意識改革を行い、ワーク・ライフ・バランスなどの取組を進めること。

また、女性が就業しやすい環境整備に先駆的に取り組む企業への支援の拡充や、ワンストップ就労支援窓口による再就業支援、当地域の基幹産業である農林水産業やものづくり産業への女性の参画促進など、地方自治体が行う独自の取組を支援する柔軟で十分な財源を確保し、女性活躍に向けた実効性ある取組を推進すること。

#### 5. 地方の声を反映させる仕組みの構築

東京一極集中を是正し、地方の活性化を図るには、地域の様々な課題に日々直面している地方自治体の意見が十分に反映される必要があることから、そのための検討を行うこと。

## 地方の財源確保について

地方財政の構造的な財源不足は、地方公共団体からの度重なる要請にもかかわらず、解消されないまま今日に至っており、平成28年度の地方財政計画では、全体として前年度を上回る一般財源総額が確保されたものの、依然として相当程度の臨時財政対策債を発行することとなっているなど、地方公共団体は借金を前提とした財政運営を余儀なくされ、さらなる財政構造の硬直化が懸念されています。

多くの地方公共団体は財源不足の状況にあっても、持続可能な財政運営を行うため事務事業の見直しや人件費の抑制等に取り組み、懸命の努力を続けてきましたが、歳出削減努力はもはや限界にあります。

地方公共団体が今後も一層の行財政改革等の取組により収支均衡を図る最大限の努力を行う一方で、地方交付税も含めた地方一般財源総額の確保・拡充や、偏在性が小さく安定性を備えた地方税体系の構築等による地方の財源確保を早急に実現する必要があります。

### 1. 地方税財源等の充実強化

#### (1) 地方一般財源総額の確保・拡充と地方財政計画の適正化

地方の恒常的な財源不足を解消し、持続的かつ安定的な財政運営を可能とするため、地方交付税も含めた地方一般財源総額の確保・拡充を図ること。

また、地方財政計画において生じる財源不足の解消に当たっては、地方財政の健全性を確保するため、多額の臨時財政対策債の発行によるのではなく、地方交付税法第6条の3第2項の規定により国税の法定率を引き上げるなど、特例措置に依存しない持続可能な制度の確立を目指すこと。

地方財政計画の策定に当たっては、社会保障関係費のみならず、地方創生の推進への対応や、投資単独事業等の地方の財政需要を適切に反映させ、歳出特別枠等については、雇用対策、地域経済の活性化等の観点から措置されたものであることを踏まえ、引き続き地方の実情に配慮すること。

## (2) 地方税体系の充実・強化

今後確実に増嵩が見込まれる医療・福祉等の社会保障や教育、警察といった住民生活に必須の行政サービスを安定的に提供していくため、地域間の財政力格差に留意し、偏在性が小さく安定性を備えた地方税体系を早期に構築すること。

## (3) 地方交付税の算定方法の見直し

地方において急速な人口減少が進行しているが、必ずしも人口減少に比例して行政需要が減るものではなく、むしろ、その克服に向けた取組の充実が求められていることから、地方の安定的な行財政運営に必要な不可欠な地方交付税について、財政需要を的確に捕捉し、人口減少が直接的に地方交付税の減額につながることを防ぐよう算定方法の見直しを図ること。

## 2. 社会保障制度改革と財源確保

社会保障制度改革は、国と地方の双方が協力して推進する必要があるとの基本的な認識を堅持し、制度改革に伴う新たな地方負担が生じる場合には、地方の意見を十分に考慮し、地方への一方的な財政負担や事務負担が生じないように十分に配慮すること。

また、人口減少や少子高齢化の進展による地方負担の増加はもとより、消費税率引上げに伴う社会保障の充実・強化に関連した地方負担の増加についても、地方財政計画に的確に反映し、確実な財源措置を講ずること。

なお、このたびの消費税率引上げ時期の延期により、社会保障の充実・強化に向けた財源が確保されなくなることが懸念されるため、必要となる財源についてしっかり確保すること。

## 3. 経済危機対策等により創設した各種基金事業の見直し

基金事業の中には、長期的・継続的な取組が必要な事業もあることから、事業の実態に応じて基金の積み増しや期間の延長を行うこと。また、地域の実情に応じて弾力的な対応が可能となるよう、要件の見直しを行うこと。

更に、事業期間が終了した場合においても地方公共団体が継続して事業を実施できるよう、早急に関係法令等の整備を図るとともに、事業に伴う十分な財源措置を講ずること。

#### 4. 国と地方の協議の場の実効性ある運営等

地方負担の生じる制度改正、地方公務員給与のあり方等、地方に密接に関連する制度改革については、法制化された「国と地方の協議の場」を十分に活用して地方の意見を適切に反映させるとともに、一方的に地方への財政負担や事務負担を生じさせないように配慮すること。

また、国と地方の税財源の配分のあり方の検討等に当たっては、地方のこれまでの行財政改革を十分尊重するとともに、国・地方を通じた中長期的な行財政改革を前提とし、国の財政改革のみを優先した一方的な決定は行わないこと。

## TPP協定への対応について

TPP協定の合意内容や国内対策については、全国各地で説明会が開催されていますが、依然として農林漁業者や地域の方々から不安や懸念の声が聞かれるとともに、TPP協定の影響は相当な長期に及び、今後、国内外の情勢変化や新たな課題が明らかになることも考えられます。

また、農林水産業は、地方の基幹産業であることに加え、国土・自然環境・農村景観の保全、農村が培ってきた文化の維持・継承、さらには就労の場、観光資源、地域社会の持続可能性など多面的な機能を有しており、食料安全保障の観点からも、確実に再生産が図られ、将来にわたり持続的に発展していくことが必要です。

このため、国においては、「総合的なTPP関連政策大綱」の政策目標の確実な達成に向けて、情勢の変化があっても、万全な措置を講ずるよう、強く求めます。

1. TPP協定により、農林水産物の生産額の減少や担い手の生産意欲の減退などが懸念されるとともに、その影響は相当な長期に及ぶことから、農林漁業者や地域の方々の不安や懸念を払拭するため、国においては、地域の実情を踏まえた丁寧な説明を行うとともに、国内への影響等について、継続的に把握・分析すること。
2. 農林水産業の再生産が確実に図られ、持続的に発展していけるよう、本年秋を目途にとりまとめられる農林水産業の成長産業化を一層進めるために必要な戦略等に基づく各般の施策の推進を含め、「総合的なTPP関連政策大綱」に掲げられた内容・対策について、継続的な予算確保、恒久化するための法制化など、万全な対応を行うこと。
3. 今後の対応に当たっては、東日本大震災からの復興の途上にある被災地の活力を決して低下させることがないように、十分に配慮すること。



## 農林水産業に係る施策の充実強化について

北海道・東北地方の農林水産業は、地域の経済・社会を支える基幹産業であるとともに、これまで、国民に対する食料の安定供給や、国土及び環境の保全などの面で重要な役割を果たしてきました。

一方、農山漁村、中山間地域では急激な人口減少と少子高齢化の進行により、担い手や労働力不足への対応といった課題を抱えているほか、仮にT P P協定が発効した場合には、農林水産業に大きな影響を与え、農林水産業の衰退、ひいては地方の人口減少の進行を更に加速させることが懸念されています。

このため、「総合的なT P P関連政策大綱」に基づく施策を活用しながら、農林水産業の体質強化に向けた取組を進めているところですが、今後、多くの産地を支援していくためには、事業の充実・強化が不可欠であるほか、財政力が脆弱な地方自治体の負担軽減、さらには、大綱において検討を継続するとした中長期的な対策も含め、万全の対策を講じていくことが重要です。

また、T P P協定の発効いかんにかかわらず、農業分野においては、水田農業をはじめとする農業・農村の持続的な発展は、我が国の食料安全保障、地方創生の観点からも極めて重要であり、担い手が将来にわたって安心して経営に取り組める仕組みを構築していくことが課題となっています。

林業分野においては、森林は、地域の暮らしや産業を支える多様で重要な役割を果たしていますが、木材価格の低迷に伴う林業採算性の悪化などにより、伐採後の再造林や間伐等の森林整備が十分に実施されない森林が多くなっています。人工林資源が本格的な主伐期を迎える一方で、適正に管理されない森林が増加し、このままでは木材等生産機能を含めた森林の多面的機能の低下が懸念されることから、森林整備・保全や森林資源の循環利用を着実に進めていく必要があります。

水産業分野においては、水産資源の減少や魚価の低迷、生産コストの増加に加えて、国際的な資源管理が強化されるなど、漁業経営を取り巻く環境は一段と厳しさを増し、水産物の安定供給に支障を来たす事態が懸念されていることから、漁業経営の安定化や水産資源の回復等に向けた対策が求められています。

こうしたことから、農林水産業の持続的発展を図るため、次のことについて提言します。

## 1. T P P 関連対策の確実な実施

(1) 産地力を強化しようとする意欲的な産地や成長産業化に取り組む農林業者及び「広域浜プラン」の実践に取り組む漁業者等の要望に応えられるよう、現場の意見を踏まえ、予算を十分に確保するとともに、T P P 関連対策予算として積み立てられた基金の活用方法や配分方法について必要に応じて見直すなど弾力的に運用すること。

(2) 財政事情の厳しい自治体においても積極的に農業農村整備事業を推進できるよう、T P P 対策にあっては現行の公共事業等債や補正債以上に地方財政措置を拡大すること。特に、T P P 対策を補正予算で実施する場合は、過疎市町村の財政事情に配慮し、補正債の交付税算入率を過疎債と同等程度まで引き上げること。

また、適債工種となっていない暗きょ排水や客土は、高収益作物への転換などT P P 対策には不可欠な工種であることから、T P P 対策に限り「暗きょ排水」と「客土」を適債工種とすること。

(3) 「総合的なT P P 関連政策大綱」において継続検討とされた項目については、農林漁業者が将来にわたって意欲と希望をもって経営に取り組むことができる内容とすること。特に、収入保険制度については、作物の組合せなど経営実態に応じて補償水準を選択できる仕組みや、意欲ある農業者の新たな取組への対応など万全のセーフティネットとするとともに、多様な担い手が加入できる仕組みとすること。

また、制度の検討過程においても、適時・適切な情報提供を行うこと。

## 2. 農林水産業の担い手に対する支援等の充実強化

(1) 平成30年産以降を見据えた一連の米政策改革が進められる中、地域農業の担い手が将来展望を持って安心して農業経営に取り組めるよう、需給バランスを均衡させるために必要な産地交付金を含む水田活用の直接支払交付金の予算を確保し、非主食用米等に対する助成水準を維持した上で、制度を恒久化するなど、安定した制度とするとともに、飼料用米の生産・流通体制の整備など、総合的な支援施策を講じること。

また、平成30年産以降においても主食用米の需給と価格の安定が図られるよう、実効性のある全国的な需給調整の仕組みを構築すること。

(2) 農地の集積・集約化を進めるためには、農地中間管理事業の一層の推進が必要であり、国が交付する「機構集積協力金」は事業推進上の有効な手段であることから、地域の実態に応じて中長期的に推進できるよう安定的な制度として継続すること。

また、非担い手から担い手への新規集積のみならず、後継者のいない担い手の農地の引き受けや、集積だけでなく集約化についても事業の成果として評価し、配分の算定基礎とするとともに、農地中間管理機構の特例事業を活用した売買を対象とするなど支援対象の拡大に加え、農地集積・集約化の促進に必要な機構集積協力金や農地耕作条件改善事業などについて、国が責任を持って必要な予算を確保すること。

さらに、農地中間管理機構の運営等に必要な推進事業費については、今年度同様、実質、都道府県が負担する額を含むこととし、地方に新たな負担を求めることのないよう配慮すること。

(3) 担い手の育成に当たっては、青年就農給付金の支給を長期に継続できるよう、必要な予算を安定的に確保し、就農の実態に即した弾力的な運用とするとともに、就農希望者が独立・自営就農に至るまでのサポート体制を充実・強化すること。

また、漁業生産を支える担い手の育成確保に向けて、青年就業準備給付金の給付条件の緩和や、新規就業後の収入が不安定な期間に一定の所得を確保する給付金制度の創設等、支援制度の充実・強化を図ること。

さらには、適切な森林整備や国産材の安定供給を担うことができる事業者や人材の育成・確保を図る施策を強化すること。

(4) 日本型直接支払制度については、農業・農村の有する多面的機能の発揮の促進に向けた取組を着実に推進するため、必要な予算を確保するとともに、道県、市町村の財政負担軽減のための財政措置を充実すること。

(5) 中山間地域においても農業を営むことで、他産業並みの所得が確保され、地域の農業・コミュニティが維持できるよう、農業生産条件の不利を補正するための支援に加え、社会・自然条件を踏まえた公的なサポートの拡充など、地域の実情に即した営農の継続、後継者の確保に対する支援を充実すること。

(6) 漁業経営の安定化に向けて、資源管理・漁業経営安定対策の拡充強化を図るとともに、リース漁船や省エネ・省力化機器の導入などによる収益性の高い操業体制への転換を促進するほか、漁業施設共済の掛け金負担の軽減や、トドやアザラシなど海獣類による漁業被害に係る総合的な被害防止対策の充実強化などにより、漁業経営の安定化を図ること。

(7) 広域的な資源管理体制を構築するため、クロマグロの小型魚保護に向け、定置や一本釣り、はえ縄漁業など各漁法における低コストで効果的な小型魚再放流技術の開発及びさけ・ます資源の回復や栽培漁業の充実など、水産資源の適切な管理と生産の増大が図られる施策を展開すること。

また、操業禁止となったロシア水域さけ・ます流し網漁業の影響緩和に向けた取組が円滑に進むよう引き続き支援を行うこと。

### 3. 農林水産業の基盤整備の強化

(1) 強い農業と活力ある農村の実現に向け、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化を図るためには、農地の大区画化や汎用化、農業用水利施設の老朽化対策など農業農村整備の計画的かつ着実な推進が重要であることから、当初予算をはじめとした予算総額を安定的に確保すること。

また、近年多発する集中豪雨等の自然災害の激甚化に対し、農村地域の防災・減災対策を図ることが重要であることから、ため池等の農業水利施設の湛水被害防止対策や耐震化対策などを早急に進めるための予算を十分に確保すること。

(2) 再造林や間伐等の森林整備・保全を着実に推進するため、森林吸収源対策の推進に必要な財源確保に向け、地方公共団体による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制（森林環境税（仮称））等、新たな仕組みを早急に構築すること。検討に当たっては、森林吸収源対策等における都道府県の役割を踏まえた制度とすること。

また、幅広い分野の関係者と連携して、木育等の取組を通じて森林づくりや木材利用への理解を醸成するとともに、森林整備と林業振興に不可欠な林道や森林作業道の一体的な整備を促進するため、地方公共団体の財政負担が伴わない助成制度の創設や、森林所有者等における森林整備の費用負担の軽減につながる仕組みを構築すること。

(3) 山地災害等の防止や水源のかん養など、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。また、森林資源の循環利用による林業及び木材産業の成長産業化を図るため、森林整備加速化・林業再生基金事業に代わる新制度の創設や合板・製材生産性強化対策事業及び次世代林業基盤づくり交付金の拡充などにより、間伐や路網の整備、高性能林業機械の導入、木材加工

流通施設や木造公共施設の整備、民間施設への国産材の利用、木質バイオマスのエネルギー利用等、川上から川下までの総合的な支援など、地域の実情に配慮した林野関連施策の充実・強化を図ること。

さらに、松くい虫及びナラ枯れ被害の拡大防止を図るため、森林病害虫等防除事業の予算を拡充すること。

(4) 水産資源を育む漁場、漁業の生産性・安全性を向上させる漁港施設及び漁村における快適な生活環境を確保する漁業集落排水施設等の整備に必要な予算を確保すること。

(5) 地域産業との連携や消費者ニーズに対応した水産流通・加工業の健全な発展に向けて、放射性物質調査や衛生管理の高度化などによる水産物の安全性の確保、国内消費対策の充実強化、輸出促進に向けた環境整備を推進するため、必要な予算を確保すること。

#### 4. 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催効果の波及に向けた取組の強化

東京オリンピック・パラリンピック大会関連施設の整備に当たっては、国産材が最大限利用されるよう、施設の木造化や内装・外装の木質化等を推進するとともに、施設等に設置される観客席や調度品等については、国産材を利用した製品を積極的に導入すること。

また、地域の農水産物を選手村の食材に利用するなど、地域資源の活用を積極的に推進すること。

## 中小企業・小規模事業者の 自立・創造に向けた支援について

北海道・東北地方の企業の大多数を占める中小企業・小規模事業者は、地域経済の発展や雇用の確保に極めて重要な役割を担っており、その振興は地域経済の活性化に不可欠です。

国では、「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（よろず支援拠点事業）」や「ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金（ものづくり補助金）」、「小規模事業者持続化補助金」、「地域中小企業応援ファンド」により、中小企業・小規模事業者の経営体質の改善等による経営力の向上、付加価値の高い製品やサービスの開発、販路開拓など経営改革に向けた取組を支援しておりますが、経営基盤の弱い中小企業・小規模事業者が、中・長期的な取組となる経営改革を行うには、継続性を持った中小企業支援施策による支援が必要であるため、次のとおり提言します。

1. 地域の経済や雇用を支える中小企業・小規模事業者が、今後とも地域経済の発展に重要な役割を担っていけるよう、企業の課題等に応じたきめ細かな伴走型支援を行う「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（よろず支援拠点事業）」を継続して実施すること。
2. 中小企業・小規模事業者が、地方創生の原動力となる中小企業の自立・創造に向けた取組を促進できるよう、「ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金（ものづくり補助金）」を中小企業支援施策の柱の一つとして位置付け、継続して実施すること。  
また、中小企業等による地域資源を活用した新事業展開（地域活性・農商工連携）を支援する地域中小企業応援ファンドの機能を維持・拡充すること。
3. 全企業の大多数を占める小規模事業者が、事業の持続的発展を通じて、今後とも地域の経済と雇用を支えていくことができるよう、販路開拓や業務効率化、生産性向上に向けた取組を支援する「小規模事業者持続化補助金」を継続して実施すること。

# 整備新幹線の建設促進について

整備新幹線は、我が国の高速輸送体系を形成し、日本経済の発展と国土・地域づくりの軸となる極めて重要な国家的プロジェクトであり、北海道・東北地域が、その個性を生かし、魅力と活力あふれる地域社会を創り上げ、二十一世紀の我が国の発展に大きく貢献していくために、欠かすことのできない社会資本です。

また、我が国においては、東日本大震災からの復興や持続可能である国土・地域の形成が最重点課題であり、日本経済の再生と国全体の活性化を図るためにも、整備新幹線の一層の推進が必要であることから、次の事項について要望します。

## 1. 整備計画路線（北海道新幹線）の整備促進

北海道新幹線は、災害に強い国土の形成や、北海道と歴史的・文化的に繋がりの深い東北地域との相互連携・交流の発展に必要不可欠であり、その整備促進が急務であることから、全線の早期完成を図るため、次の事項について配慮することを強く求めるものです。

- (1) 新青森・新函館北斗間の安全運行の確保と札幌までの早期完成を図ること。
- (2) 貸付料など幅広い観点からの更なる建設財源の確保や財源措置の拡充による地方負担の軽減を図ること。
- (3) 東京～新函館北斗間における一日も早い3時間台の運行実現や時間帯区分案による平成30年春の1日1往復の高速走行の着実な実現と更なる増便及び抜本的方策による全ダイヤ高速走行の実現を早期に図ること。その際、山形新幹線、秋田新幹線の速達性を損なうことのないよう十分留意すること。

## 2. 基本計画路線の整備計画策定に向けた調査の実施

羽越新幹線、奥羽新幹線などの基本計画路線の整備計画策定に向けた調査を行うこと。



## 地域鉄道に対する支援の充実について

地方に路線を有する地域鉄道は、地域の基幹的公共交通機関として重要な役割を果たし、住民生活に必要不可欠な存在であるとともに地域振興に大きく貢献しているところであります。

一方で、地域鉄道は経費削減や収入増加策等の懸命な経営努力を行っているにもかかわらず、少子化・過疎化を原因とする人口減少に伴う旅客収入の減少や、安全運行を確保するための施設保守・修繕維持費、及び車両の安全点検や部品交換などの経費が嵩み赤字経営を余儀なくされ、極めて厳しい状況にあります。

そのため、自治体においても利用拡大に向けた対策を実施しておりますが、自治体の取り組みだけでは限界があることから、国が主体となった地域鉄道の維持施策のさらなる充実が求められます。

このような状況を踏まえ、今後も地方における地域鉄道の重要性を認識していただくとともに、地域鉄道路線を維持・拡充し地域振興を図っていくため、次のとおり提言します。

1. 地域鉄道が今後も地域振興に貢献し、地域の足としての役割を果たしていくため、国は、地域鉄道の有効性について理解を深めるとともに、地域鉄道に対する安定・安全運行を確保するために必要な経費について補助を行う鉄道軌道安全輸送設備等整備事業に関する十分かつ確実な予算の確保、補助率の引上げや補助対象の拡大など、支援制度の更なる充実を図ること。

## 高速交通ネットワークの整備促進について

元気で豊かな地方を創生するためには、東京一極集中の国土構造を是正し、人材と産業を地方に分散させることが重要であり、そのためには基盤となる高速交通ネットワークを早期に形成することが必要であります。

また、北海道・東北地方は全国で人口減少が最も進む地域であり、一刻も早い生産性の向上が求められている点や、東日本大震災を踏まえ、北海道・東北地方全体で代替性・補完性（リダンダンシー）を確保する国土強靱化の観点からも、広域的にバランスのとれた高速道路等の整備は不可欠であります。

さらに、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会やラグビーワールドカップ 2019 の開催による全国への波及効果が期待される中、訪日外国人観光客数が毎年、過去最高を大きく超えて増加しているにも関わらず、東北地方だけが震災後 5 年を経ても震災前の水準に留まる現状を打破するためにも、外国人を含めた観光客の移動を支える高速交通ネットワークのより一層の整備促進が求められています。

こうしたことから、地域経済を支える産業の振興や雇用の創出、交流人口の増加等による北海道・東北地方の活性化を進めるため、それらの基盤となる高速交通ネットワークを早期に整備されるよう提言します。

1. 人材や企業の地方分散などによる地域産業の振興等「地方創生」の実現に向け、必要な予算を確保し、高規格幹線道路のミッシングリンクの解消や暫定 2 車線区間の 4 車線化、高規格幹線道路を補完する地域高規格道路の整備、フル規格新幹線網の整備、新幹線と在来幹線鉄道との直通運転化、航空ネットワークの充実など、地方創生の基盤となる高速交通ネットワークの早期整備を促進すること。

## 地方航空路線の維持・拡充について

国は、首都圏の交通利便性を向上させ、ビジネス・観光両面における国際的競争力を大幅に強化するため、羽田空港における新国際線地区の拡充など、首都圏空港機能の拡充・強化に向けた取組を進めています。

一方、地方航空路線を取り巻く状況は、路線の見直しや使用機材の小型化が進められるなど厳しさを増しています。

地方航空路線は、観光振興をはじめ、企業誘致、ビジネス利用、地域間交流などを推進する上で重要な公共交通機関として定着し、地方創生や国際化を図る上で不可欠な存在であり、特に、北海道・東北地方においては、今後の復興を図る上でも重要な役割を果たすことが期待されています。

また、東日本大震災の発災時には、鉄道や高速道路等が使用できなくなった際の代替交通機関として、さらには、国内外からの支援要員や物資の輸送拠点として十分な機能を発揮するなど、国土強靱化を支える役割も担っています。

そのため、地方において利用拡大に向けた様々な対策を実施しておりますが、地方自治体の取組だけでは限界があることから、国が主体となった路線維持対策が求められています。

このような状況を踏まえ、今後も地方における空港の重要性を認識いただくとともに、航空ネットワークを維持・拡充し地方創生、復興を図っていくため、次のとおり提言します。

1. 少数便路線や不便な条件不利地域において発着する路線について、航空会社が経営効率による判断から路線の休止・減便等を行う場合には、国への届出前に国を交えて空港の設置管理者や地元自治体等と協議を行う制度を設ける等地方路線の維持に配慮すること。

また、国は、地方航空路線の維持・拡充を図るため、航空会社に対する運航費の補助を行うなど、必要な対策を講じること。

2. 空港整備勘定について、十分な除雪体制・消防力の確保等、航空機の定時性・安全性の向上に資する空港の運営経費や、路線維持・利用促進等のソフト事業に活用できるよう用途の拡大を図ること。

3. 東日本大震災、福島第一原子力発電所事故について、外国の政府・航空会社に対して、随時、正確な情報の発信に努めるとともに、海外からの誘客促進につなげる取組を行うこと。

## クルーズ振興による地域活性化について

クルーズ船で入国する外国人旅客数が加速度的に増加し、2015年には前年比2.7倍の約112万人に達したことなどを受けて、国は「明日の日本を支える観光ビジョン」において、訪日クルーズ旅客を2020年に500万人とする目標を掲げ、受入環境の改善など寄港促進の取組を進めています。

クルーズ船は、国内の各地を回り、寄港により一度に多くの旅客等が訪れ、港はもとより周辺の観光地等に大きな経済効果をもたらすことから、増大するクルーズ需要をこれまで以上に取り込み、北海道・東北地方の活性化につなげていく必要があります。

こうしたことから、更なるクルーズ振興を図るため、次の措置を早急に講ずることを提言します。

1. クルーズ振興による地域活性化を図るため、クルーズ船の寄港の増加に対応した、クルーズ拠点としての施設等の整備（旅客対応施設の新設・美化・高質化等）を支援すること。
2. 外航クルーズ船が寄港した際における乗客の上陸時間の拡大を図り、寄港地における消費を促すため、出入国管理に係る人員や審査機器の確保など更なる体制整備を図ること。

## 除雪事業の体制強化について

北海道・東北地方は、道県土の大部分を積雪寒冷特別地域が占めており、雪への対応のため生活全般にわたり様々なハンディキャップを抱えている中、地域住民が安全で安心できる生活環境を確保する必要があります。

特に、ここ数年にかけては、北海道・東北地方の広範囲にわたって記録的な豪雪となり、高速道路や幹線道路等の通行止めにより多くの車両が立ち往生するなど、住民生活に大きな影響を与える事態が発生しました。

一方、道路除雪費については、国費が十分に補助されないため、道県にとって、道路除雪費の負担は大きく、特に大雪に見舞われた際には、負担が一層増大しています。

また、除雪事業は、多くが民間事業者への委託により実施されておりますが、近年の建設業界を取り巻く厳しい環境の下で、民間事業者の経営体力が低下してきており、除雪オペレーターの雇用継続や機械の保有及び更新が過大な負担となっております。

さらに、除雪オペレーターの高齢化等による担い手不足も顕在化していることから、除雪事業からの撤退を余儀なくされる民間事業者も出てきています。

加えて、民間保有の除雪機械が年々減少していることから、道県の保有機械増強は、財政上大きな負担となっております。

これらの状況を踏まえ、豪雪地帯における持続可能な除雪体制を確保するために、次のとおり提言します。

1. 「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」を遵守し、道県の道路除雪費に対し、国に課せられている補助額を確保するとともに、寒冷地域の除雪についても、積雪寒冷特別地域道路交通確保5箇年計画に位置付け、積雪の程度に応じて必要な費用補助を行うこと。
2. 特に大雪時において、道県の負担が増大しないよう、予算の増額や臨時特例措置等による追加予算を確保すること。

3. 安定的、持続的な除雪体制を維持するため、民間事業者の除雪オペレーターの人材育成に関する制度や、民間事業者の機械の保有及び更新を支援する制度を創設すること。
4. 道県が保有する除雪機械の増強に要する国庫補助予算の確保に向けて、必要な財源措置を講ずること。
5. 平成26年2月に東北地方太平洋側の南部及び関東甲信地方を襲った記録的豪雪被害の教訓を踏まえ、普段降雪の少ない地域で大雪となった場合の広域応援体制や費用負担等の仕組みづくり、除雪機の輸送方法の研究と必要な訓練等を検討すること。

## 地域医療の確保について

北海道・東北地方の医師数は、全国平均に比して少なく、医師の地域による偏在が極めて深刻な状況にあります。また、小児科、産婦人科等の特定の分野における医師不足、更には地域住民のニーズに対応し、へき地医療や高度・特殊医療等を担っている自治体病院に勤める病院勤務医の過重労働など、地域医療の確保に向けて、喫緊に対応すべき課題が山積しています。

また、これまでの診療報酬改定では、救急・小児・周産期医療等の充実や病院勤務医の負担軽減に一定の配慮がなされたものとなっておりますが、地方の病院における医師確保、救急・小児・周産期医療の窮状は、経営に伴う収入の増加のみで解決できる状況にはなく、診療報酬と医療政策の両面から総合的に対策を講じる必要があります。

つきましては、当地方における医師不足の状況は依然深刻であることから、より実効性のある具体的な医師確保対策に早急に取り組むとともに、採算の面から民間による提供が困難な救急医療、へき地医療を担う公立病院等の運営に対する地方財政措置の更なる拡充を行うなど、地域医療の確保に必要な財政措置及び保健医療サービス提供の根幹を担う人材の確保・育成支援策を講ずることを提言します。

### 1. 「新医師確保総合対策」等に係る大学医学部の養成数増の恒久化及び規制緩和

地域の医療を確保するためには医師の絶対数を増やすことが必要であることから、「新医師確保総合対策」等により増員された大学医学部における医師養成数を恒久的な措置とするとともに、既設医学部の大幅定員増が可能となるよう規制緩和を図ること。

同時に、こうした医師養成増に伴う教員の配置や教室等の場所の確保など課題もあることから、人員配置及び財政支援の拡充を図ること。

### 2. 地域医療再生のための総合的な政策の確立

国民的合意に基づき、住民が地域で等しく適切な医療を受けられることを

目的とした総合的、体系的な「地域医療基本法（仮称）」を制定するとともに、実効性のある運用を実現すること。

具体的には、臨床研修医の募集に際して、地域枠・診療科枠を設定し、全国的な臨床研修医の配置調整を行うとともに、保険医に対する医師過少地域医療機関への勤務を義務付けるなど、地域別、診療科別の医師の偏在を解消する施策を直ちに実行すること。

### 3. 医師の地域偏在解消に向けた実効性ある対策

地域における勤務医不足を解消するために、臨床研修後に医師不足地域での診療を経験させることや、例えば都道府県ごとに保険診療が可能な保険医の定数を定めたり、診療報酬上配慮するなど、医師の地域偏在の解消に向けた実効性のある対策を講ずること。

### 4. 地域医療の安定的確保に向けた医師臨床研修制度の運用

平成 26 年 4 月に施行された臨床研修制度の見直しでは、臨床研修希望者数と募集定員の乖離の解消を図り、都市部への研修医の集中を是正し、地方の医師不足の解消につながるような定員配分を次回見直しに向け徐々に実施することとされた。しかし、臨床研修医の確保は、医師不足道県にとって喫緊の課題であることから、地方の医師不足の解消につながるような定員配分を速やかに実施すること。

また、2 年以上研修医の受入実績のない臨床研修病院の指定取消しについては、医師不足道県の実情に配慮し、引き続き柔軟な対応とすること。

### 5. 特定診療科の医師不足の解消

診療科別の医師の不足数を明らかにし、その必要数を踏まえて、特に深刻な状況にある産婦人科・小児科等の特定診療科の医師不足を解消する施策を充実すること。

### 6. 新たな専門医制度への配慮

新たな専門医制度の導入に当たっては、更なる医師の地域偏在、診療科偏在を招くことがないよう、十分に配慮すること。



## 7. 臨床教育等における指導医の評価の充実

医師臨床研修の質の向上を図る観点から、診療報酬の加算など臨床教育等における指導医の評価を充実すること。

## 8. 公立病院等の運営に配慮した地方財政措置の拡充等

公立病院等の運営に配慮し、地方財政措置の更なる拡充を行うとともに、診療報酬の改定においては、公立病院等の運営についての評価を充実すること。

## 9. 地域医療介護総合確保基金における財源の配分等

地域医療介護総合確保基金における財源の配分に当たっては、深刻な医師不足等の医療課題の実情を踏まえて配分すること。

また、地域の実情に応じ、柔軟に活用できる制度とするとともに、必要な事業が確実に実施できるよう、安定的に予算を確保すること。

## 10. 医療提供体制推進事業費補助金の確保

救急医療、周産期医療等、地域の医療提供体制の推進に不可欠な医療提供体制推進事業費補助金は、平成 23 年度以降、計画額を大幅に下回る交付決定が続き、各事業の実施に多大な支障を来していることから、同補助金の予算を十分に確保すること。

## 11. 地域で設定する奨学金制度に対する財政支援の拡充

地域で設定する奨学金制度に対する財政支援を更に拡充すること。

## 総合的な少子化対策及び 女性の活躍推進について

少子化の影響による若年人口の減少は、地域活力の低下を招く深刻な問題であり、多くの地方では地域経済の根幹を揺るがす危機的状況にあるといえます。

この解決には、結婚を望む人の希望が叶えられ、安心して出産・子育てができ、女性も男性も共に働き共に育み、支え合うことができる社会の構築が必要であり、そのためには「結婚に関する機運の醸成と支援の充実」「子育て支援の強化」「女性の活躍推進」など、総合的な対策を同時並行で進めていく必要があります。

新たな少子化社会対策大綱や、女性活躍推進法、ニッポン一億総活躍プランに掲げる施策が着実に推進され、国民一人ひとりの希望を実現させるため、政府においても地方と一体となった取組を強力に推進していかれるよう、次のおり提言します。

1. 結婚を望む人が希望を叶えられる社会の構築に向け、結婚や子育て、家庭を持つ“幸せ”を前向きに捉える機運の醸成や、多様な出会いの場づくりや仲人活動など地域における結婚支援事業への支援など、未婚化・晩婚化対策について主体的な取組を実施すること。
2. 若い世代に対して、家族の大切さや結婚し家庭を築くことへの前向きな意識の醸成を図るため、大学や高等学校等の教育の場において、結婚や妊娠・出産、子育てに関する知識の普及を図るなど、自らのライフデザインを考える機会を提供すること。
3. 子どもを生ま育てることに対する不安感・負担感の軽減を図るため、子どもの医療費助成制度への支援や子育て世代への税制上の優遇措置の創設等を行うこと。特に多子世帯に対しては保育料軽減措置に係る所得要件の緩和、放課後児童クラブの利用料軽減措置、税制・年金制度等の優遇措置を創

設するとともに、低所得世帯やひとり親世帯に対しては教育費等の支援を行うこと。更に、三世帯同居・近居を促進するための新たな支援制度の創設等により、子育て世代の経済的負担の軽減を図ること。

4. 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、特に厳しい環境におかれた子どもたちへの学習支援施策を拡充するとともに、給付型奨学金制度や就労に有利な資格取得支援制度を創設すること。また、ひとり親への高等職業訓練促進給付金の支給額の増額や、児童養護施設退所者の自立支援体制の強化など、子どもの貧困対策の継続的な展開を図ること。

5. 若い世代が安定した収入を得て、安心して結婚や出産・子育てに踏み切ることができるよう、非正規雇用の処遇改善や、正規雇用化に向けた総合的な支援施策を実施するとともに、多様で柔軟な働き方を実現するよう雇用制度を改革すること。また、企業経営者等の意識改革を進め、企業における長時間労働の是正等ワーク・ライフ・バランスの推進や、女性の管理職への登用など女性の活躍推進、男性の育児参画のための特別な休暇の制度導入などを促進すること。

6. 女性の就業支援のため全てのハローワークへのマザーズコーナーの設置や、託児機能の併設を行うとともに、地域経済の担い手確保に向け、地方が行うワンストップ就労支援窓口への支援など、女性のライフステージに応じた就業継続・再就業の支援を強化すること。また、保育所等の整備と保育士確保に向けた処遇向上の取組、発達障がいを始めとする障がい児保育施策の充実など、多様な保育サービスの充実に取り組むこと。

7. 地域の実情に応じて地方公共団体が実施する少子化対策や女性の活躍推進のための施策に対して、柔軟で継続的な財政支援を行うこと。

## 高校生等を対象とした奨学金制度の拡充等について

これからの地方を支え、発展を担っていくのは今を生きる子どもたちです。地方創生を果たしていく上で、人材の育成は特に重要であり、全ての子どもたちに修学の機会を保障し、多様な進路希望を実現していくことが必要です。

高等学校への進学率が98パーセントを超える我が国において、経済的な理由により、子どもたちが高等学校への進学や修学を断念せざるを得ないこととなれば、子どもたちの将来が閉ざされ、貧困の連鎖につながりかねません。

全ての意志ある生徒が安心して学業に打ち込めるよう、奨学のための給付金の見直しや奨学金制度の拡充について、次のとおり提言します。

### 1. 奨学のための給付金の見直し

奨学のための給付金国庫補助制度について、通信制課程においては、第1子と第2子以降の給付額の差が解消されたが、全日制課程等については増額がされたものの給付金額に大きな隔たりがあることから、給付額を同一とするとともに、事務費を含めた全額を国庫負担により実施するよう制度の改正を行うこと。

### 2. 奨学金制度の拡充

高校生の進路保障のため、国が実施する大学等奨学金事業について、返済不要の給付型奨学金の創設など、制度の充実を図ること。

## 教職員定数について

教育は国力の維持・成長に向け、最も注力して取り組むべき課題であり、特に少子化が進行する我が国において、次代を担う子どもたち一人ひとりに国を支える能力を身に付けさせるきめ細かな指導がますます求められております。

しかしながら、現在の学校現場においては、教育課題の多様化・複雑化とともに、教員の多忙化が指摘され、教員一人ひとりの子どもと向き合う時間の確保が喫緊の課題となっているところであり、このような状況においては、真に子どもたちの能力を伸長させる教育を実現することはできません。

よって、政府においては、教職員の定数の拡充により、個に応じたきめ細かな指導を可能とする学校体制の実現に向けて、次の措置を講ずるよう強く要望します。

1. 一人ひとりの子どもに対するきめ細かな指導を展開するため、小学校第一学年で実施している35人学級の中学校第三学年までの段階的拡充を図るとともに、学校の実情にあわせて実施してきた少人数授業や習熟の程度に応じた指導等を全ての学級で実施できるよう、指導方法工夫改善加配を拡充すること。
2. いじめ、不登校、特別な支援が必要な児童生徒への対応など学校が抱える課題に組織的に取り組むための加配を充実するとともに、学校統廃合による児童生徒の教育環境の変化に対応するため、統合1年前の学校及び統合した学校全てに学校統合支援加配を行うこと。
3. 新学習指導要領の円滑な実施や個に応じたきめ細かな指導の実現等、様々な教育課題に対応し、安定した教育成果につなげるためには、ふるさとの将来を支える人材を育てようとする志の高い教員の計画的な確保が必要であることから、複数年先を見込める計画的な定数改善のための、上記1～2に対応した教職員定数改善計画の策定を国において早期に実現すること。

## 再生可能エネルギーを活用した 水素の製造及び利活用の推進について

自然エネルギーについて高いポテンシャルを有する北海道・東北地方においては、国が示した「長期エネルギー需給見通し」を踏まえ、再生可能エネルギーの更なる導入拡大が求められるところですが、再生可能エネルギーの急増は、系統の需給バランスを不安定にさせることも指摘されています。

一方で、先般改訂された国の「水素・燃料電池戦略ロードマップ」では、2040年頃を目途に、トータルでCO<sub>2</sub>フリーな水素供給システムの確立を目指すこととされております。

このため、再生可能エネルギーの導入拡大と環境負荷の少ない水素社会の早期実現の両立に向けて、再生可能エネルギーを活用した水素の製造及び利活用を推進していくためには、国による支援が不可欠だと認識しております。

このような状況を踏まえ、次のことを提言します。

1. 北海道・東北地方全体に向けて、再生可能エネルギーを活用した水素製造設備への支援を行うとともに、貯蔵・輸送・利活用施設の整備や首都圏等への水素輸送システムの確立に向けた支援を行うこと。また、製造、貯蔵、輸送、利活用に係る技術開発や実証事業への支援を行うとともに、一層の規制緩和を図ること。
2. 水素利用の飛躍的拡大のため、四大都市圏以外の地方においても積極的に水素ステーションの整備を図るとともに、現在、国が進めている低コスト化に向けた研究開発を加速し、早期実現を図ること。

## 土砂災害防止対策の推進について

平成 27 年 9 月に発生した関東・東北豪雨災害では、宮城県栗原市や茨城県常総市などにおいて尊い人命が奪われました。加えて、住家の浸水や土木・農業施設、農作物などに甚大な被害が発生し、住民生活にも多大な影響を及ぼしたところです。

近年、こうした局地的な豪雨による土砂災害が増加しており、北海道・東北地方においては、平成 26 年 8 月及び平成 25 年 8 月にも人命が失われる災害が発生し、大きな被害が生じています。

各道県においては、土砂災害警戒区域等の早期指定など、ソフト対策による警戒避難態勢の強化とともに、緊急性の高い土砂災害危険箇所におけるハード整備を計画的に進めていますが、土砂災害から住民の生命・財産を守るためには、さらにスピード感をもって、その両面からなる対策に取り組まなければなりません。

また、「ゲリラ豪雨」とも称される局地的な大雨をもたらす雲は、急速に発達することから、その発生を的確に観測し、迅速な防災活動につなげる必要があります。

このため、北海道及び東北地域における雨量観測レーダの高度化による観測体制の充実を含め、総合的な土砂災害防止対策の推進について、次のとおり提言します。

1. 土砂災害警戒区域等の指定を着実に実施できるよう、基礎調査に要する予算を十分かつ確実に確保するとともに、基礎調査に係る国費率の嵩上げや地方負担額への起債充当など財政支援の拡充を図ること。
2. 土砂災害防止施設の整備について、保全人家戸数やがけの高さ等、社会資本整備総合交付金事業の採択要件を緩和するとともに、計画的な整備に必要な予算を確保すること。
3. 精度の高い雨量観測範囲の拡大を図るため、「XRAIN」レーダ装置の増設、広域レーダ（Cバンドレーダ）のMP（マルチパラメータ）化の取組などにより、レーダ雨量情報の高度化を一層推進すること。

## 震災を踏まえた防災・減災対策の推進について

甚大な被害を受けた東日本大震災や熊本地震の経験を踏まえ、被災地域のみならず、我が国全体の防災体制のあり方を見直し、災害に強いまちづくりを推進することが重要です。

については、従来の想定を超えた災害リスクから国民の生命・財産を守るため、防災・減災の取組を着実に推進する必要があることから、次の事項について強く要望します。

1. 国土強靱化に資する防災・減災対策を着実に推進するため、十分な予算を安定的・継続的に確保するとともに、地方においても計画的に対策に取り組めるよう全国防災事業に代わる新たな制度の創設並びに平成 28 年度までとされている緊急防災・減災事業債の恒久化、対象事業の拡大及び要件緩和など起債制度の拡充を含めた確実な財源措置等を行うとともに、地域の実情に応じた柔軟な対応を図ること。

加えて、消防の体制強化など地域の防災力を高めるための体制整備に対する財政支援の拡充並びに重要インフラ対策に係る国庫補助採択基準の緩和等を図ること。

2. 多数の住民が迅速かつ確実に避難するための避難道路や、支援物資の緊急輸送など、万が一の際の初動活動を迅速に行うための道路については、国の負担を強化するなど、別枠で予算を確保した上で、早急な整備と適切な維持を行うこと。
3. 水道施設など日常生活に不可欠なライフラインについては、耐震化を早急に進めるため、補助対象を拡大するとともに、十分な財政措置を講ずること。
4. 公立学校施設の整備については、平成 28 年度当初予算が市町村の整備計画を踏まえた要求額を大幅に下回る状況となっていることから、学校施設の耐



震化等を推進する上ですべての事業が円滑に実施できるよう、補正予算の編成も含め必要な財源を早期に確保すること。

また、私立学校施設の耐震化については、公立学校並みに補助率を上げるなど、施設整備に係る助成制度の充実を図るとともに、県独自に嵩上げ補助を実施する場合には、交付税措置等の財政支援措置を講ずること。

なお、平成 28 年度予算においても、所要額を確保し、私立学校の耐震化事業に支障を来すことのないよう十分な財政措置を講ずること。

5. 災害拠点病院をはじめとした医療・福祉施設における災害用施設・設備整備（耐震化、自家発電装置、給水設備、通信機器の整備等）に対する財政措置の継続及び拡充を図るとともに、市町村が既存施設を福祉避難所として活用するために必要な施設のバリアフリー化や設備整備、物資の備蓄等に対する財政措置を講ずること。

併せて、流通備蓄拠点連携による配送燃料、電力、給水はもとより医薬品、医療材料及び要配慮者に配慮した「特別用途食品」等の確保体制を構築すること。

6. 地方負担を伴わない補助制度の創設など、民間建築物・住宅の耐震診断及び改修工事への財政支援措置を拡充すること。

## 北方領土問題の早期解決について

我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島からなる北方領土は、戦後 70 年を経た今もなおロシアに占拠され、また、当時島を追われた元島民の方々も既に半数以上が亡くなっており、存命の方の平均年齢も 80 歳を超えております。北方領土問題の一日も早い解決は国民の一致した願いです。よって、国においては、次の事項について適切な措置を講ずるよう提言します。

1. 日露両国間においてこれまでに達成された諸合意及び諸文書に基づき、北方領土の一日も早い返還を実現するため、強力な外交交渉の推進を図ること。
2. 国民世論の更なる結集と高揚及び国際世論の喚起を図るとともに、北方領土教育など青少年対策の一層の充実を図ること。
3. 北方領土隣接地域の振興等のため、公共事業等の北方領土隣接地域安定振興対策事業としての優先採択を図ること。また、「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」に基づく基金について、近年の低金利等の影響により運用益が大幅に減少していることから、これを踏まえた新たな財源対策などの支援措置の充実強化を図ること。
4. 四島交流事業（ビザなし交流）、北方墓参事業及び自由訪問事業の円滑実施及び支援強化を図るため、現地での確実な出入域手続の徹底や元島民の高齢化を踏まえ訪問先に応じた出入域手続箇所の複数化を図るとともに、実施団体への支援措置の強化を図ること。

## 拉致問題の早期解決について

北朝鮮による拉致問題については、一昨年の日朝合意を受けて北朝鮮が特別調査委員会を設置して以降、何ら進展が見られておりません。

そのような中、北朝鮮は核実験を強行した後、事実上の長距離弾道ミサイルの発射を行うと、その後もミサイルの発射を続けています。これら一連の暴挙は我が国の安全に対する重大な脅威であり、北東アジア及び国際社会の平和と安定を著しく害するものであります。

北朝鮮で拉致問題の再調査を行う特別調査委員会が、拉致問題を含む日本人の調査の全面中止と同委員会の解体を発表したため、拉致問題の解決がさらに遠ざかるのではないかと強く懸念しています。拉致被害者等やそのご家族はご高齢となり、一刻の猶予も許されません。日本国民を救出することができるのは日本国政府だけです。

政府は、国連安保理の追加制裁決議に先行して独自制裁の強化を決定しました。その後、国連安保理においても、北朝鮮に対するこれまでにない厳しい措置が盛り込まれた新たな制裁決議が採択されました。これは北朝鮮の一連の行動に対して、国際社会が一層厳しい態度で臨む姿勢が示されたものと考えます。

こうした国際社会の対応とも連携を図り、拉致被害者等の帰国とご家族との再会が一刻も早く実現するよう、国においては、次の事項について適切な措置を講ずるよう提言します。

1. 関係諸国や国際機関等と連携・協調を図りながら主体的に取り組み、すべての拉致被害者等の一刻も早い帰国の実現に向け、目に見える形で具体的な成果を出すこと。
2. 北朝鮮との協議に当たっては、これまでの交渉経過を踏まえつつ、今回の北朝鮮の一連の行動を新たな局面と捉え、北朝鮮の姿勢を変えるための戦略的な取組を新たに構築するなどにより、粘り強い交渉を継続すること。

3. 一刻も早く、失われつつある家族との時間を取り戻すという強い思いのもと、拉致被害者等の帰国に与える影響等を考慮の上、交渉期限の設定や首相特使の派遣、損害賠償の請求など、拉致問題解決に向けた北朝鮮の行動を促す圧力となるような方策を検討し、事態の打開を図ること。
  
4. 拉致被害者等の安全確保にあらゆる手立てを尽くすとともに、北朝鮮による拉致の疑いがある方々についての調査・事実確認を引き続き徹底して行い、拉致の事実が確認され次第、被害者として認定すること。

